

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

平成25年5月13日

長岡市長 森 民 夫

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、起業・創業支援事業業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものです。

2 委託概要

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 委託番号 | 長商委第6号 |
| (2) 委託名 | 起業・創業支援事業 |
| (3) 委託期間 | 平成25年7月1日（予定）から平成26年3月31日まで |
| (4) 委託内容 | 起業・創業支援事業 |

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 長岡市内に本社又は支店機能がある事業所を有する事業者（民間企業、NPO法人その他の団体等。ただし、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。
- (2) 「起業・創業支援事業」を的確に実施することが可能な事業者であること。

4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、平成25年5月20日（月曜日）午後5時までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（第2号様式）を長岡市商工部商業振興課に提出してください。

提出方法は、持参、郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）ファクス又は電子メールとします。ただし、ファクス又は電子メールの場合は、着信を確認してください。

5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者（以下「参加者」といいます。）は、平成25年5月24日（金曜日）午後4時までに、当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザ

ルに関する質問書」(第3号様式)により質問することができます。

質問に対しては、平成25年5月29日(水曜日)までに、参加者全員に回答します。

6 提案書の提出について

当該プロポーザルの提案書は、次のとおり提出してください。

- (1) 提出期限 平成25年6月3日(月曜日)午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。)
- (3) 提出場所 長岡市商工部商業振興課
〒940-0062
長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト
長岡市役所大手通庁舎
電話：0258-39-2228
FAX：0258-36-7385
e-mail：syougyo@city.nagaoka.lg.jp

7 提案書に記載する事項

- (1) 業者概要に関する事項
 - ア 事業者名
 - イ 本社及び長岡市内の支社、支店、営業所等の所在地
 - ウ 資本金
 - エ 従業員数(本社並びに支社、支店及び営業所等別)
 - オ 業務内容
- (2) 業務実績に関する事項(業務実績のある参加者のみ。)
起業・創業支援事業と同種又は類似した業務実績について、次の事項を記載すること。
 - ア 業務の名称
 - イ 履行期間
 - ウ 実施している事業が受託業務の場合はその委託者の名称
 - エ 概略(100字以内)
- (3) 本業務の担当予定者に関する事項
予定者が複数である場合は、主担当者を明記すること。
- (4) 本業務への取組体制に関する事項
本業務への対応予定体制、当市からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制について記載すること。
- (5) 取組方針、内容等に関する事項
次のとおり記載すること。
 - ア 起業・創業支援について、認識や考え方を述べること。
 - イ 受講者の募集や講師、講義内容の選定方針と実施方法について、提案すること。
 - ウ 講義の進捗管理や講義後の受講アンケートの集計・分析など、運営管理方法につ

いて、提案すること。

エ 「起業・創業塾」の受講後における、受講者へのフォローアップに対する実施方針と実施方法について、提案すること。

オ 「起業・創業塾」の事業周知や受講者の募集に係る広報の実施方法について、提案すること。

(6) アピールポイントに関する事項

(7) 費用見積りに関する事項

委託費2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内での総事業費の見積書を作成すること。その際、事業費、人件費等を区分して記載すること。

8 選考方法

(1) 別に指定する日時において、参加者全員が提案内容のプレゼンテーションを行うヒアリングを実施します。

(2) 本市職員で組織する選考委員会において、次の全ての要件に該当する者の中から、提案書及びプレゼンテーションの内容、並びに見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。

ア 提案書の記述が要件を満たしていること。

イ 見積金額が、予算額以内であること。

ウ プレゼンテーションが、規定時間内で完了していること。

エ 本市の意向に合致しており、今後連携して事業展開が実現可能であると見込まれること。

9 選考結果通知

(1) 選考結果は、参加者全員に通知します。

(2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して4日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

10 留意事項

(1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。

(2) 提出された参加表明書及び提案書は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。

(3) 提出された参加表明書及び提案書は、返還しません。

(4) 決定した事業者の提案書の著作権は、当市に無償・無条件で帰属するものとします。

(5) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めません。

(6) 不明な点については、長岡市商工部商業振興課にお問い合わせください。